

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定懇話会開催要綱

（趣旨）

第1条 廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するため、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意見等を求める事項）

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- （1） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に関すること。
- （2） その他計画の策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 市民団体等の代表者
- （3） 公募市民
- （4） SDG s 推進等に関する団体の代表者
- （5） その他市長が必要と認める者

（運営）

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

（開催期間）

第5条 懇話会の開催期間は、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が策定するまでとする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、環境保全課において処理する。

（施行の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 1日から施行する。